

登記手続案内をご利用のみなさまへ

登記手続案内は完全予約制です



ご利用は20分以内

1回のご利用は20分以内です。
多くの皆様に登記手続案内をご利用いただけるよう20分で終了とさせていただきます。



申請書の記載方法を説明します

申請書類等にどのような内容を記載するかなどの一般的な事項について説明します。



事前審査・法的判断はできません

登記申請の前提となる法律行為(契約など)等に関する助言や法的判断、登記申請前の書類に不備がないかの審査はできません。



書類はご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、具体的な事案に沿ったアドバイスはしていません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性があります

登記手続案内は、申請内容の適合性や登記の完了を保証するものではありません。記載内容の訂正や添付書類の追加提出が必要になる場合があります。



申請資格のない方はお断りします

申請人本人又はその代理人としての親族・会社の従業員の利用に限らせていただきます。法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)の利用はお断りします。

※資格者代理人(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)は、書面照会をしてください。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。